

障がい差別解消にかかる不服等の相談員取扱要領

1. 目的

公立大学法人大阪府立大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する規程第7条に規定する部局に置く相談員（「障がい差別解消にかかる不服等の相談員」と称する。以下「相談員」とする）について、必要な事項を定めるものとする。

2. 相談員の設置

本法人教職員が障がいを理由とする差別の解消の推進に関して、障がい者及びその家族、その他の関係者からの苦情や不服相談等に的確に対応するため、部局に相談員を置く。

相談員は、男女数のバランスを考慮し、各部局の教職員の中から部局長の推薦を経て理事長が任命する。相談員の所属、氏名、内線番号、連絡方法などについては、学内外に公表し、周知徹底するものとする。

3. 相談者の対象

相談者は、本学の学生ならびに本法人の活動に参加することが認められている参加者および利用者であって、障がいを理由とする不当な差別的取り扱いを受けたと申し出があったもの、又は本法人が提供する合理的配慮の内容やその決定過程に不服がある者とする。また、前述に該当しない場合であっても、相談者の不服の訴えを受けた第三者が代理で相談をすることができる。

4. 相談員の業務

相談員は、相談者から申し出があった場合、その内容を把握し、問題解決に必要な情報を収集するものとする。また、相談者の話を正しく理解するために、相談者の了解のもと相談員を含む複数の体制で相談を受けることができる。

※なお、障がい学生、一般の障がい者への「障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止」「合理的配慮の提供」を留意事項に沿って推進することは各部局の通常業務の範囲であり、ここで規定する部局相談員の業務とは区別する必要がある。

5. 相談の受付

相談は、当事者が最も相談しやすい相談員に直接申し込むほか、電話、ファックス、電子メールなどに加え、障がい者が他者とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段で申し込むことができる。また、相談の際、相談者の意向があれば第三者を同行することを認める。第三者による申し出がなされた場合にも相談員が対応する。

6. 相談内容への対応

相談員は、相談者の了解のもと相談票（別紙）の必要事項に記入を行う。その際、アクセスセンターから専門的な助言を受けることができる。

相談員は相談者のプライバシーに配慮した上で、相談票の回付をもって部局長へ報告を実施し、必要に応じて対処を要請する。併せて相談票をアクセスセンターへ報告する。

相談員から報告を受けた部局長は、迅速かつ適切に対処するとともに、今後の障がいを理由とする差別の解消の推進に活用する。

7. 遵守事項

相談員は、相談者のプライバシー及び相談内容に関して、守秘義務を負う。ただし、相談者自身の要請がある場合に限り、その同意する範囲内で、相談の内容についての情報を相談者の指定する他の相談員に開示することができる。

附 則

この要領は、平成28年7月1日から施行する。